

磐田市福田健康福祉会館 仕様書 添付資料

1	個人情報特記事項	P 2
2	備品一覧	P 4
3	リスク分担表	P 8
4	業務報告書（施設利用実績、利用料金収入実績等）	P 9
5	光熱水費実績	P 39
6	平面図	P 40
7	条例	P 42

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止）

第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

（資料等の返還）

第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄することができる。

（苦情処理）

第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(調査)

第 11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第 12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第 13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

備品等(1種)

NO	備品番号	品名	規格、寸法、型式等	買入単価	購入年月日	数量
1	7629	会議用机	長机（パネル付）ウチダSF-W1845	37,140	平成10年1月5日	1
2	7631	会議用机	長机（パネル付）ウチダSF-W1845	37,140	平成10年1月5日	1
3	7632	会議用机	長机（パネル付）ウチダSF-W1845	37,140	平成10年1月5日	1
4	7633	会議用机	長机（パネル付）ウチダSF-W1845	37,140	平成10年1月5日	1
5	7634	会議用机	長机（パネル付）ウチダSF-W1845	37,140	平成10年1月5日	1
6	7635	その他机	1800×900×735（作業台）潮の香	52,500	平成17年3月31日	1
7	7636	その他机	AWT-K1070（屋外）	42,970	平成17年3月31日	1
8	7637	その他机	ウチダUW264（匠の部屋）	49,350	平成10年1月5日	1
9	7638	その他机	1800×700×830（作業台）潮の香	34,512	平成17年3月31日	1
10	7639	その他机	1800×700×830（作業台）潮の香	34,512	平成17年3月31日	1
11	7640	その他机	ウチダSW-3989N（図書室）	54,850	平成17年3月31日	1
12	7641	その他机	ウチダSW-3989N（図書室）	54,850	平成17年3月31日	1
13	7642	その他机	1800×900×735（作業台）潮の香	52,500	平成17年3月31日	1
14	7643	その他机	ウチダSW-3989N（図書室）	54,850	平成17年3月31日	1
15	7644	その他机	ウチダUW264（匠の部屋）	49,350	平成10年1月5日	1
16	7645	その他机	AWT-K1070（屋外）	42,970	平成17年3月31日	1
17	7646	その他机	ウチダUW264（匠の部屋）	49,350	平成10年1月5日	1
18	7647	その他机	ウチダUW264（匠の部屋）	49,350	平成10年1月5日	1
19	7648	両袖机	ITO10C-831（事務所）	32,000	平成17年3月31日	1
20	7649	ソファ	ウチダU-672（ロビー）	97,780	平成17年3月31日	1
21	7650	ソファ	ウチダU-672（ロビー）	97,780	平成17年3月31日	1
22	7651	ソファ	ウチダU-672（ロビー）	97,780	平成17年3月31日	1
23	7652	ソファ	ウチダU-672（ロビー）	97,780	平成17年3月31日	1
24	7653	長イス	AWSB-K-1800（屋外南）	55,900	平成17年3月31日	1
25	7654	長イス	AWSB-K-1800（屋外南）	55,900	平成17年3月31日	1
26	7655	長イス	AWSB-K-1800（屋外南）	55,900	平成17年3月31日	1
27	7656	長イス	三人用肘付（訓練室）	59,100	平成10年1月5日	1
28	7657	長イス	オカムラ2376BD（検診室）	74,270	平成10年1月5日	1
29	7658	長イス	オカムラ2376BD（検診室）	74,270	平成10年1月5日	1

30	7659	長イス	オカムラ2376BD（こどものへや）	74,270	平成10年1月5日	1
31	7660	長イス	オカムラ2376BD（検診室）	74,270	平成10年1月5日	1
32	7661	長イス	三人用肘付（訓練室）	59,100	平成10年1月5日	1
33	7662	長イス	オカムラ2376BD（こどものへや）	74,270	平成10年1月5日	1
34	7663	長イス	オカムラ2376BD（検診室）	74,270	平成10年1月5日	1
35	7666	その他イス	ウチダU-687（ロビー）	63,450	平成17年3月31日	1
36	7667	その他イス	ウチダU-687（ロビー）	63,450	平成17年3月31日	1
37	7668	その他イス	ウチダU-687（ロビー）	63,450	平成17年3月31日	1
38	7669	その他イス	ウチダU-687（ロビー）	63,450	平成17年3月31日	1
39	7670	演台	マイク付演台ナショナル（会議室）	78,000	昭和61年3月25日	1
40	7671	物置台	花台（会議室）	37,000	昭和61年7月3日	1
41	7672	その他台	分煙カウンター（ボイラー室）	299,000	平成17年3月31日	1
42	7673	その他戸棚	ウチダ357-801（ロビー）	44,650	平成17年3月31日	1
43	7674	その他戸棚	ウチダ357-801（ロビー）	44,650	平成17年3月31日	1
44	7675	その他戸棚	コクヨBL-31232（図書室）	69,560	平成17年3月31日	1
45	7676	その他戸棚	コクヨBL-31232（図書室）	69,560	平成17年3月31日	1
46	7677	その他戸棚	コクヨBL-31232N（図書室）	78,490	平成17年3月31日	1
47	7678	その他戸棚	コクヨBL-31232（図書室）	69,560	平成17年3月31日	1
48	7679	その他戸棚	コクヨBL-31232（図書室）	69,560	平成17年3月31日	1
49	7680	キャビネット	イトーキHFA215MC（倉庫）スライド	650,000	平成10年1月5日	1
50	7681	下駄箱	ライオンSB-724NN（靴箱）ロビー	68,500	平成17年3月31日	1
51	7682	下駄箱	ライオンSB-724NN（事務所入口）	68,500	平成17年3月31日	1
52	7683	ロッカー	CLS-8（コイン用）	99,800	平成17年3月31日	1
53	7684	ロッカー	CLS-8（コイン用）	99,800	平成17年3月31日	1
54	7685	ロッカー	CLS-8（コイン用）	99,800	平成17年3月31日	1
55	7686	草刈機	（倉庫）	61,950	平成17年3月31日	1
56	7687	その他機械器具類	電話設備主装置	139,965	平成25年4月2日	1
57	7689	映写機	オーバーヘッドプロジェクター台（会議室）	38,640	平成9年5月20日	1
58	7690	洗濯機	NA-F50E（調理室）	36,800	平成10年1月5日	1
59	7691	訓練用資機材	胸背部矯正運動器 OG GH486（訓練室）	223,800	昭和61年3月25日	1
60	7692	訓練用資機材	訓練用マット（訓練室）	43,000	昭和61年3月25日	1

61	7693	訓練用資機材	肩関節輪転運動器 OG GH140 (訓練室)	201,000	昭和 61 年 3 月 25 日	1
62	7694	訓練用資機材	前腕回内回外運動器 OG GH180 (訓練室)	178,800	昭和 61 年 3 月 25 日	1
63	7695	訓練用資機材	手関節屈伸伸展運動器 OG GH150 (訓練室)	171,500	昭和 61 年 3 月 25 日	1
64	7696	訓練用資機材	エアロバイク キャッツアイ (訓練室)	202,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
65	7698	訓練用資機材	訓練用マット (訓練室)	43,000	昭和 61 年 3 月 25 日	1
66	7701	訓練用資機材	移動式歩行補助平行棒 OG GH260 (訓練室)	221,300	昭和 61 年 3 月 25 日	1
67	7702	訓練用資機材	壁面用肋木 OG GH299 (訓練室)	159,500	昭和 61 年 3 月 25 日	1
68	7703	レンジ	電子レンジ 東芝 ER-ESB 1	64,050	平成 15 年 6 月 24 日	1
69	7704	釜	電気釜 SR-1HVG18 (調理室)	34,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
70	7705	釜	電気釜 SR-1HVG18 (調理室)	34,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
71	7708	釜	電気釜 SR-1HVG18 (調理室)	34,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
72	7709	冷蔵庫	ナショナルNRD441N (調理室)	178,500	平成 16 年 3 月 31 日	1
73	7710	調理台	生徒用調理台YC-32A1H (調理室)	288,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
74	7711	調理台	指導者用調理台YC-32A1H (調理室)	310,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
75	7712	調理台	生徒用調理台YC-32A1H (調理室)	288,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
76	7713	調理台	生徒用調理台YC-32A1H (調理室)	288,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
77	7714	調理台	昇降式調理台YCO-100BM (調理室)	950,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
78	7715	調理台	生徒用調理台YC-32A1H (調理室)	288,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
79	7716	調理台	生徒用調理台YC-32A1H (調理室)	288,000	平成 10 年 1 月 5 日	1
80	7717	消毒保管機	包丁まな板殺菌庫DS-114D 乾燥機付 (調理室)	256,515	平成 16 年 5 月 18 日	1
81	7718	その他教材器具類	七宝電気炉ウチダピクチャー I (匠の部屋)	68,300	平成 10 年 1 月 5 日	1
82	7719	その他遊具類	将棋駒付将棋盤 (和室)	32,500	平成 17 年 3 月 31 日	1
83	7720	その他遊具類	将棋駒付将棋盤 (和室)	32,500	平成 17 年 3 月 31 日	1
84	7721	その他遊具類	将棋駒付将棋盤 (和室)	32,500	平成 17 年 3 月 31 日	1
85	7722	その他遊具類	将棋駒付将棋盤 (和室)	32,500	平成 17 年 3 月 31 日	1
86	7723	その他遊具類	基石付基盤 (和室)	60,700	平成 17 年 3 月 31 日	1
87	7724	その他遊具類	基石付基盤 (和室)	60,700	平成 17 年 3 月 31 日	1
88	7725	その他遊具類	基石付基盤 (和室)	60,700	平成 17 年 3 月 31 日	1
89	7726	その他遊具類	将棋駒付将棋盤 (和室)	32,500	平成 17 年 3 月 31 日	1
90	7727	その他体育器具類	エアロバイク 900U-EW2ai	136,916	平成 18 年 8 月 24 日	1
91	7730	車椅子	カワムラKR-500 (車イス) ロビー	40,000	平成 17 年 3 月 31 日	1

92	7732	その他雑器具類	オカムラL948FB（傘立て）表玄関	131,600	平成17年3月31日	1
93	7733	その他雑器具類	オカムラL948FB（傘立て）表玄関	131,600	平成17年3月31日	1
94	7734	その他雑器具類	オカムラL948FB（傘立て）表玄関	131,600	平成17年3月31日	1
95	7735	その他雑器具類	オカムラL948FB（傘立て）表玄関	131,600	平成17年3月31日	1
96	7736	その他雑器具類	パーテーション（事務所）	38,300	平成17年3月31日	1
97	7737	その他雑器具類	ブレーキ付折りたたみ作業台車（潮の香）	33,000	平成17年3月31日	1
98	7738	その他雑器具類	ブレーキ付折りたたみ作業台車（潮の香）	33,000	平成17年3月31日	1
99	8009	その他医療衛生器具類	スカイウェル SW301	416,500	平成17年1月7日	1
100	8011	その他医療衛生器具類	スカイウェル SW301	416,500	平成17年1月7日	1
101	45561	安楽イス	マッサージ機 ナショナルEP-538-K（相談室）	189,000	平成17年3月31日	1
102	45681	その他イス	籐ベンチ 65-590-24（浴室：男女各1）	96,000	平成17年3月31日	1
103	45682	その他イス	籐ベンチ 65-590-24（浴室：男女各1）	96,000	平成17年3月31日	1
104	45698	その他台	ヒリヤド台 ハンパ-R100（和室ロビー）	139,000	平成17年3月31日	1
105	46000	その他遊具類	将棋盤 50号 桂材（和室3）	33,250	平成17年3月31日	1
106	46001	その他遊具類	将棋盤 50号 桂材（和室3）	33,250	平成17年3月31日	1
107	46003	その他遊具類	将棋盤 50号 桂材（和室3）	33,250	平成17年3月31日	1
108	46004	その他遊具類	将棋盤 50号 桂材（和室3）	33,250	平成17年3月31日	1
109	46005	その他遊具類	将棋盤 50号 桂材（和室3）	33,250	平成17年3月31日	1
110	46128	その他体育器具類	TT式ベルトハイフレーター TO-520（トレーニング室）	304,000	平成17年3月31日	1
111	46147	その他体育器具類	TWSカンオペア TL-007（トレーニング室）	930,000	平成17年3月31日	1
112	46148	その他体育器具類	キャットアイエルコサイザー TT-1200（トレーニング室）	96,600	平成17年3月31日	1
113	46149	その他体育器具類	キャットアイエルコサイザー TT-1200（トレーニング室）	96,600	平成17年3月31日	1

リスク分担表

種 類		リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む） ただし、変動が著しい場合は別途協議による		○
		指定管理者が利用料金の額を決定・変更したことによる利用者減、収減によるもの		○
	需要変動・施設競合	需要想定と実施結果との差異によるもの 施設競合による利用者減、収入減によるもの		○
	管理物件の損傷	管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
	計画の変更	市の指示により業務の全部又は一部を中止又は業務内容・費用負担を変更したことによるもの	○	
		用途変更等、市の事情により施設の利用目的を変更したことによるもの	○	
		指定管理者の事情によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	資金調達	資金調達ができなかったことによる管理運営業務の中断等に関するもの		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として構すべき措置の不備等、管理上の瑕疵によるもの		○
	許認可の遅延、失効、取消	市が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの	○	
		指定管理者が取得すべき業務の開始・継続に要する許認可の遅延等によるもの		○
	運営リスク	管理運営上の瑕疵による臨時休館・利用不能等によるもの		○
		管理物件の不備や施設改修等による臨時休館・利用不能等によるもの	○	
	不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費に関するもの（合理性が認められる範囲）	○	
		不可抗力に伴う業務の履行不能に関するもの	協議事項	
	セキュリティ	指定管理者の警備不良によるもの		○
社会リスク	周辺地域・住民及び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収に関するもの		○

磐田市福田健康福祉会館事業報告書

令和2年3月31日

磐田市長 様

	所在地	静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号
指定管理者	名 称	静岡ビル保善株式会社
	代表者	代表取締役 石井 宏 司 印
	(連絡先)	054-251-1161



次のとおり、磐田市福田健康福祉会館における令和元年度分の業務について、磐田市福田健康福祉会館の管理運営に関する基本協定書第25条の規定に基づき別添のとおり報告します。



1 施設の利用状況

<月別利用者数等>

(施設名:磐田市福田健康福祉会館)

室 名	項 目	利 用 区 分												計	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
会議室	開館日数	30	30	30	31	31	30	31	29	27	27	29	31	356	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	54	54	58	62	712	
	利用件数	9	6	9	18	7	9	9	12	7	12	11	8	117	
	利用率	15	10	15	29	11	15	15	21	13	22	19	13	17	
調理室	利用人数	484	112	141	627	96	105	219	136	147	211	150	161	2589	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	54	54	58	62	712	
	利用件数	7	3	8	7	6	6	9	10	9	9	9	0	86	
	利用率	12	5	13	11	10	10	15	17	17	22	16	0	12	
匠の部屋	利用人数	27	24	24	70	38	58	53	64	93	84	53	0	588	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	54	54	58	62	712	
	利用件数	6	4	5	3	2	4	8	5	3	2	4	2	48	
	利用率	10	7	8	5	3	7	13	9	6	4	7	3	7	
研修室	利用人数	59	40	55	28	22	27	69	55	44	28	42	30	499	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	54	54	58	62	712	
	利用件数	6	6	3	4	6	5	8	9	7	7	6	3	70	
	利用率	10	10	5	6	10	8	13	16	13	13	10	5	10	
こどものへや	利用人数	44	56	24	52	61	48	56	59	63	51	26	25	565	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	54	54	58	62	712	
	利用件数	8	7	11	11	7	10	14	6	22	9	5	5	115	
	利用率	13	12	18	18	11	17	23	10	41	17	9	8	16	
保養施設	利用人数	50	66	90	85	73	100	176	40	332	75	59	38	1184	
	利用可能件数	4652	4579	4376	4510	4613	4429	4535	4493	4885	4589	4784	4732	55177	
	利用件数	4652	4579	4376	4510	4613	4429	4535	4493	4885	4589	4784	4732	55177	
	利用率														
合 計	利用人数	4652	4579	4376	4510	4613	4429	4535	4493	4885	4589	4784	4732	55177	
	利用可能件数	300	300	300	310	310	300	310	290	270	270	290	310	3560	
	利用件数	36	26	36	43	28	34	48	42	48	42	35	18	436	
	利用率	12	9	12	14	9	11	15	14	18	16	12	6	12	
※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。		5316	4877	4710	5372	4903	4767	5108	4847	5564	5038	5114	4986	60602	

＜利用者数の推移＞
 (上段：目標値、下段：実績値)

施設名	H27年度	H28年度	H29年度	3ヵ年平均	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会議室	2533	2558	2584		3110	3141	3172	3204	3236
	3253	2832	2352	2812	1830	2589			
調理室	1345	1358	1373		1260	1273	1286	1299	1312
	1391	1105	909	1135	780	588			
匠の部屋	839	847	857		510	515	520	525	531
	452	182	517	384	575	499			
研修室	1143	1155	1167		880	807	815	823	831
	1016	690	837	848	452	565			
こどものへや	3114	3145	3176		9950	10050	10151	10253	10355
	9647	8892	8748	9096	1258	1184			
保養施設	58692	59279	59872		50200	50953	51717	52493	53280
	45579	50188	61881	52549	54575	55177			
合計	67666	68342	69028		65910	66739	67661	68597	69028
	61338	63889	75244	66824	59470	60602	0	0	0

<利用区分別利用者数等>

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

室 名	項 目	利 用 区 分			計	備考
		8:30～12:00	12:00～17:00	8:30～17:00		
開館日数		356		356	356	
会議室	利用可能件数	356			712	
	利用件数	22		9	86	117
	利用率					
調理室	利用人数	497	201		1891	2589
	利用可能件数	356	356		712	
	利用件数	7	3		76	86
	利用率					
	利用人数	117	58		413	588
	利用可能件数	356	356		712	
匠の部屋	利用件数	6	28		14	48
	利用率					
	利用人数	43	345		111	499
研修室	利用可能件数	356	356		712	
	利用件数	24	12		34	70
	利用率					
	利用人数	259	65		241	565
	利用可能件数	356	356		712	
	利用件数	33	8		74	115
こどものへや	利用率					
	利用人数	375	154		655	1184
	利用可能件数	356	356		712	
保養施設	利用件数				55177	55177
	利用率					
	利用人数				55177	55177
合 計	利用可能件数	1780	1780		3560	3560
	利用件数	92	60		55461	55613
	利用率					
	利用人数	1291	823		58488	60602

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

2 施設の利用に係る料金の収入実績

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

項 目		利 用 区 分												計	備考
室 名	開館日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
会議室	収入済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
調理室	収入済	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	収入未済	770	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
匠の部屋	収入済	2	3	4	2	2	2	2	3	2	2	4	2	2	21
	収入未済	1,460	2,190	2,830	1,460	1,460	1,460	1,480	2,220	1,480	1,480	2,870	1,480	0	21,870
研修室	収入済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こどものへや	収入済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保養施設 (当日券)	収入済	835	795	787	781	797	649	753	756	749	789	752	829	9,272	
	収入未済	196,300	191,300	177,900	177,500	184,300	150,500	180,510	183,120	186,200	198,810	186,080	215,620	2,228,140	
保養施設 (回数券)	収入済	253	261	255	256	269	432	226	231	264	244	274	256	3,221	
	収入未済	518,650	535,050	522,750	524,800	551,450	885,600	472,340	482,790	551,760	509,960	572,660	535,040	6,662,850	
保養施設 (カラオケ機器)	収入済	770	797	651	583	773	764	570	729	776	815	685	388	8,301	
	収入未済	77,000	79,700	65,100	58,300	77,300	76,400	57,000	72,900	77,600	81,500	68,500	38,800	830,100	
合 計	収入済	1,861	1,864	1,698	1,625	1,846	1,852	1,558	1,719	1,797	1,859	1,723	1,475	20,877	
	収入未済	794,180	814,750	769,310	763,510	819,420	1,118,390	715,500	741,030	822,510	799,230	837,960	790,940	9,786,730	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

3 減免件数等の状況

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

月 室 名	利 用 区 分												計	備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
開館日数	30	30	30	31	31	30	31	29	27	27	29	31	356	
会議室														
件数	9	4	9	17	3	7	9	12	6	10	5	8	99	
減額	10,050	4,500	9,900	19,050	3,300	7,800	10,110	13,640	6,740	11,500	6,900	8,880	112,370	
調理室														
件数	6	3	7	7	6	4	9	10	9	10	9	0	80	
減額	4,350	2,130	5,030	5,030	4,350	2,900	6,610	7,400	6,610	7,300	6,710	0	58,420	
匠の部屋														
件数	4	1	1	1	0	2	6	3	2	0	0	0	20	
減額	2650	640	640	640	0	1370	4,260	2,040	1300	0	0	0	13,540	
研修室														
件数	6	4	3	4	4	4	6	9	6	6	3	3	58	
減額	4,110	2,650	1,920	2,650	2,650	2,740	4,080	6,300	3,990	4,080	1,950	2,130	39,250	
こどものへや														
件数	8	7	11	8	8	10	14	6	18	7	4	5	106	
減額	5,800	4,940	7,750	5,710	5,620	7,070	10,160	4,340	13,220	5,130	2,820	3,650	76,210	
保養施設 (入場料)														
件数	256	220	275	274	239	214	225	229	201	205	213	179	2,730	免除数+3819
減額	51,200	44,000	55,000	54,800	47,800	42,800	47,250	48,090	42,210	43,050	44,730	37,590	558,520	
件数	289	239	306	311	260	241	269	269	242	238	234	195	3,093	
合 計	78,160	58,860	80,240	87,880	63,720	64,680	82,470	81,810	74,070	71,060	63,110	52,250	858,310	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

4 利用拒否等の件数等の状況

施 設	年月日	相手方の住所・氏名	理由
会議室			該当なし
調理室			該当なし
匠の部屋			該当なし
研修室			該当なし
こどものへや			該当なし
計			

5 施設・設備の維持管理・保守点検業務の実施状況

業務名	業務の内容	回数	実施日	金額	業者名
清掃等業務 (浴室日常清掃)	それぞれの汚れに合った洗剤・清掃方法で、浴槽から壁・床・窓などの浴槽一式を清潔に仕上げます。またシャワーヘッドは定期的に分解清掃を行い清潔かつ衛生的な状態を保ち、レジオネラ菌の発生を防止します。	通年	毎日		
清掃等業務 (浴室水抜き定期清掃)	浴室の頑固な鏡の水アカを専用機材と研磨剤で除去します。また照明・換気扇・天井・壁面・蛇口・排水口まわりなどをすみずみまで清掃し、カビが有る場合はカビ取り剤にてカビを除去します。	1回/月	毎週 月曜日 (年51回 実施済)		
清掃等業務 (床洗浄ワックス塗布)	日常清掃では落としきれない汚れを、専用掃除機もしくはマイクロモップを用いて埃、塵を除去した後、ポリッシャーを使用して床面洗浄を行い、樹脂ワックスを塗布します。なお、隅や細部については手作業にて汚れを除去します。	1回以上/年	10月3日、 3月3日		
清掃等業務 (ガラス清掃)	専用道具を用いてガラスに付着した埃・塵・水垢・排気ガス等の除去し、美観の維持に努めます。	1回以上/年	10月3日 11月11日 3月3日		
清掃等業務 (殺鼠・害虫等駆除)	総合防除方式(IPM)を採用し、清掃等の日常管理や害虫の進入口の封鎖などの対策により無駄な薬剤散布を行わず、人体・環境への影響を低減します。	1回以上/年	5月31日、 6月20日 12月9日		
清掃等業務 (館外トイレ清掃)	館外トイレにおける日常清掃を行い、美観の維持、向上に努めます。	1回以上/年	毎日		
清掃等業務 (絨毯清掃)	絨毯清掃は高温スチーム方式を採用します。これにより汚れの回収を行うとともにダニを死滅させます。	4回以上/年	6月13日、 10月3日、 12月16日 3月3日		
設備等保守 (自家用電気工作物保守点検)	自家用電気工作物の点検・測定及び試験を行います。なお、点検時に電気事故及び異常の発生またはその恐れがある可能性を発見した際には、応急処置を行います。	隔月	毎月1回 (年12回 実施) 年次点検 (年1回、 12月29日)		
設備等保守 (消防設備保守点検)	【機器点検】 消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。 【総合点検】 消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い確認します。	2回以上/年	5月20日 11月11日 防火対象物 点検は 1月30日 実施		
設備等保守 (空調設備保守点検)	・冷温水発生機及び冷却塔・冷温水ポンプの保守・点検・清掃を行うほか、冷暖房運転の切替を行います。 ・冷却塔におけるボールタップ作動、配管系統バルブ開閉、ブローダウン量、送風機回転機能の点検を行うとともに、水槽、ストレーナー、水滴消音板の清掃を行います。 ・ファンコイルユニットにおける送風機・電動機の異常振動の有無を点検するほか、本体のケーシング、グリル、フィルター、ドレンパン、コイル、送風機等の内外部破損、変形、変色、錆等の点検を行います。なお、点検の際に本体に空気が入っているのを確認した場合はエア抜きバルブを少し開いてエア抜きを行います。 ・薬品注入装置において各部品の点検及び作動確認を行うほか、薬注在庫確	2回以上/年	5月20日、 11月11日、		

	認を行い、必要に応じて補充を行います。 ・エアーハンドリングユニットにおいて送風機用電動機・加温器・コイル・送風機の点検を行います。なお点検後必要に応じて増締、給油、清掃を行います。				
設備等保守 (給湯設備保守点検)	何時でも安心・便利・快適に設備を使用できるよう、点検は製品別チェックシートに基づき、きめ細かくチェックします。熱交換器やバーナーなどは特に念入りに清掃を行います。	2 回以上/年	5 月 20 日、 11 月 11 日		
設備等保守 (貯水槽清掃業務)	・端末給水栓にて水質検査を行い、残留塩素の測定及び色、味、臭気、濁り等の有無を確認します。 ・排水及び使用器具を消毒した後、槽内の清掃及び消毒を行います。なお、消毒に当たっては、塩素濃度約 50ml/L の次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用するとともに、作業員にはゴム手袋やマスクの着用を義務づけ安全面にも留意して行います。 ・清掃・消毒後、30 分以上経過してから水槽内に水を張り、末端給水栓にて再度水質検査を行います。	1 回以上/年	5 月 20 日、 (地下タンク 漏洩検査) 11 月 11 日 (受水槽 清掃)、 11 月 11 日 (貯湯槽 清掃)、		
設備等保守 (自動ドア保守点検)	・各装置における異音・過熱・損傷の確認及び調整を行います。 ・事故及び異常の発生またはその恐れがある場合の応急処置を行います。	2 回以上/年	6 月 6 日、 12 月 17 日		
設備等保守 (警備業務)	機械警備による 24 時間体制により施設の監視を行います。なお、以下の異常が見られる場合は、関係機関等に通報し、緊急トラブルの早期解決に繋がります。	通年	毎日		
設備等保守 (浴槽水質検査)	・水を適切な方法で採取し、レジオネラ属菌等の検査を行います。 ・万一、水質基準を外れた数値を検出した場合には、安全衛生管理マニュアルに従い、安全衛生管理責任者及びビル管理技術者を中心に迅速な原因追求を行うなど、適切な措置を講じます。	毎月	毎月 1 回 (年 12 回 実施。 うち 5 月、11 月 は 4 項目精密 検査実施)		
館内トイレ及び脱衣室 維持管理	館内各トイレまた風呂脱衣室における消臭維持管理をフレッシュナーを設置し徹底します。	隔月	4 月、6 月、 8 月、10 月、 12 月、2 月 点検実施		
簡易専用水道検査	受水槽タンク内外及び周辺の管理、また水質の検査を行うことにより、施設として適切な給水設備管理が出来ているかを検査します。	1 回/年	12 月 6 日		
廃棄物収集	・関係法令を遵守して、適切に廃棄物の収集運搬処理を行います。 ・廃棄物の分別管理と清掃により悪臭と病害虫の発生を抑制します。	通年	週 2 回 (年 104 回 収集)		
屋外管理	・防犯上の支障がないよう樹木の枝を間引いて見通しを良くするなど、メリハリのある剪定を行います。 ・植物の特性・環境・生育状況等を考慮して、四季に応じた最適な管理を行います。 ・四季や台風等の気象条件を考慮し、必要に応じて植物の保護と倒木等による被害を防止するための養生を行うなど、事前対策から処置までの確かつ迅速に対応します。	1 回以上/年	通年(自社)、 3 月 23 日 ～25 日、 (シルバー)		

6 修繕等の実施状況

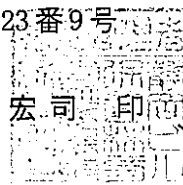
修繕箇所	修繕の内容等	実施日	金額	外部委託した場合の委託先
リフレU 悠遊広場	防火対象物カーテン取替修繕	6月1日	¥48,600	
リフレU トレーニング室	トレ機器用電源増設工事	6月13日	¥86,400	
リフレU 大広間	通信カラオケ HDD 修理	7月29日	¥36,450	
リフレU 若草の湯	脱衣所洗面排水トラップ交換工事	8月28日	¥46,440	
リフレU トレーニング室	トレ機器用電源増設工事	9月9日	¥144,720	
リフレU 和室外通路側窓	ガラス破損による取替工事	10月30日	¥39,160	
リフレU 若草の湯、御影の湯 シャワールーム	蛇口取替工事一式	11月11日	¥156,200	
リフレU ボイラー室	冷温水ポンプ修理	11月11日	¥51,700	
リフレU ボイラー室	冷温水ポンプベアリング修理	12月29日	¥75,900	
リフレU リネン室地下浴室機械室	御影の湯ジェットポンプ取替工事一式	1月31日	¥166,100	
リフレU 悠遊広場	防火対象物カーテン取替修繕	2月19日	¥99,000	
リフレU ボイラー室	給湯2次ポンプ修理	3月27日	¥80,300	

磐田市福田健康福祉会館事業報告書

令和3年3月31日

磐田市長 様

	所在地	静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号
指定管理者	名 称	静岡ビル保善株式会社
	代表者	代表取締役 石 井 宏 司
	(連絡先)	054-251-1161



次のとおり、磐田市福田健康福祉会館における令和2年度分の業務について、磐田市福田健康福祉会館の管理運営に関する基本協定書第25条の規定に基づき別添のとおり報告します。



1 施設の利用状況

<月別利用者数等>

(施設名: 磐田市福田健康福祉会館)

室 名	項 目		利 用 区 分												計	備考
	開館日数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
会議室	利用可能件数		18	13	30	31	31	30	31	29	28	28	28	30	327	
	利用件数		36	26	60	62	62	60	62	58	56	56	56	60	654	
	利用率		1	0	4	4	3	4	6	7	8	12	13	14	84	
	利用人数		3	0	7	5	6	10	11	14	21	23	21	23	12	
調理室	利用可能件数		15	0	68	48	83	96	118	131	203	252	138	229	1381	
	利用件数		36	26	60	62	62	60	62	58	56	56	56	60	654	
	利用率		0	0	3	0	0	2	1	3	5	5	4	2	25	
	利用人数		0	0	5	0	0	3	2	5	9	9	7	3	4	
匠の部屋	利用可能件数		0	0	11	0	0	4	6	27	37	38	4	22	149	
	利用件数		36	26	60	62	62	60	62	58	56	56	56	60	654	
	利用率		0	0	1	3	2	2	5	2	2	2	3	4	26	
	利用人数		0	0	2	5	3	3	8	3	4	5	4	7	4	
研修室	利用可能件数		0	0	17	51	34	34	66	34	34	44	34	50	398	
	利用件数		36	26	60	62	62	60	62	58	56	56	56	60	654	
	利用率		3	0	3	2	6	3	6	2	4	2	2	5	42	
	利用人数		8	0	5	3	10	5	10	3	7	4	9	10	6	
こどものへや	利用可能件数		24	0	19	11	21	9	37	12	16	30	18	56	253	
	利用件数		36	26	60	62	62	60	62	58	56	56	56	60	654	
	利用率		1	0	12	10	4	4	9	9	11	11	3	7	77	
	利用人数		3	0	20	16	6	7	15	16	20	5	13	12	11	
保養施設	利用可能件数		12	0	65	75	32	51	81	102	119	38	61	92	728	
	利用件数		2476	1509	3389	3510	3750	3699	4167	4055	3951	4239	4023	4341	43109	
	利用率		2476	1509	3389	3510	3750	3699	4167	4055	3951	4239	4023	4341	43109	
	利用人数		2476	1509	3389	3510	3750	3699	4167	4055	3951	4239	4023	4341	43109	
合 計	利用可能件数		180	130	300	310	310	300	310	290	280	280	280	300	3270	
	利用件数		5	0	23	18	16	17	28	24	34	26	30	33	254	
	利用率		3	0	8	6	5	6	9	8	12	9	11	11	7	
	利用人数		2527	1509	3569	3695	3920	3893	4475	4361	4360	4641	4278	4790	46018	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

＜利用者数の推移＞
（上段：目標値、下段：実績値）

施設名	H27年度	H28年度	H29年度	3ヵ年平均	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会議室	2533	2558	2584		3110	3141	3172	3204	3236
	3253	2832	2352	2812	1830	2589	1381		
調理室	1345	1358	1373		1260	1273	1286	1299	1312
	1391	1105	909	1135	780	588	149		
匠の部屋	839	847	857		510	515	520	525	531
	452	182	517	384	575	499	398		
研修室	1143	1155	1167		880	807	815	823	831
	1016	690	837	848	452	565	253		
こどものへや	3114	3145	3176		9950	10050	10151	10253	10355
	9647	8892	8748	9096	1258	1184	728		
保養施設	58692	59279	59872		50200	50953	51717	52493	53280
	45579	50188	61881	52549	54575	55177	43109		
合計、	67666	68342	69028		65910	66739	67661	68597	69028
	61338	63889	75244	66824	59470	60602	46018	0	0

<利用区分別利用者数等>

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

室 名	項 目	利 用 区 分			計	備考
		8:30～12:00	12:00～17:00	8:30～17:00		
開館日数		327	327	327		
会議室	利用可能件数	327	327	654		
	利用件数	21	29	34	84	
	利用率					
	利用人数	463	452	466	1381	
調理室	利用可能件数	327	327	654		
	利用件数	6	1	18	25	
	利用率					
	利用人数	70	3	76	149	
匠の部屋	利用可能件数	327	327	654		
	利用件数	1	23	2	26	
	利用率					
	利用人数	15	366	17	398	
研修室	利用可能件数	327	327	654		
	利用件数	14	6	22	42	
	利用率					
	利用人数	101	40	112	253	
こどものへや	利用可能件数	327	327	654		
	利用件数	35	14	28	77	
	利用率					
	利用人数	379	148	201	728	
保養施設	利用可能件数	327	327	654		
	利用件数			43109	43109	
	利用率					
	利用人数			43109	43109	
合 計	利用可能件数	1635	1635	3270	3270	
	利用件数	77	73	43213	43363	
	利用率					
	利用人数	1028	1009	43981	46018	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

2 施設の利用に係る料金の収入実績

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

室 名		利 用 区 分												計	備考
開館日数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
会議室	収入済	18	13	30	31	31	30	31	29	28	28	28	30	327	
	収入未済	0	0	0	3	1	3	0	0	4	2	5	10	28	
調理室	収入済	0	0	0	3,210	1,230	3,530	0	0	4,600	2,460	5,830	11,500	32,360	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
匠の部屋	収入済	0	0	1	3	2	2	3	2	2	3	2	4	24	
	収入未済	0	0	740	2,220	1,480	1,480	2220	1,480	1,480	2220	1,480	2,960	17,760	
研修室	収入済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
こどものへや	収入済	0	0	0	2	0	0	0	7	7	0	0	0	16	
	収入未済	0	0	0	1,480	0	0	0	4,830	4,830	0	0	0	11,140	
保養施設 (当日券)	収入済	384	242	496	527	583	508	636	647	600	636	557	632	6,448	
	収入未済	100,140	64,520	136,250	137,960	151,960	132,490	164,610	173,480	158,910	168,770	144,740	163,370	1,687,200	
保養施設 (回数券)	収入済	125	72	175	194	178	175	213	194	191	206	197	194	2,114	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保養施設 (カラオケ機器)	収入済	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	収入済	609	314	673	729	764	692	854	851	806	847	761	844	8,744	
	収入未済	371,390	215,000	493,530	550,330	526,690	506,030	613,300	585,900	570,490	603,990	563,780	586,160	6,186,590	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

3 減免件数等の状況

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

室名 項目	利用区分												計	備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
開館日数	18	13	30	31	31	30	31	29	28	28	28	30	327	
会議室														
件数	1	0	4	2	3	3	6	8	10	11	7	7	62	
減額	1,070	0	4,440	2,140	3,370	3,530	8,130	9,080	11,500	12,570	8,130	8,130	72,090	
調理室														
件数	0	0	2	0	0	0	1	3	3	5	2	2	18	
減額	0	0	1,480	0	0	0	690	2,170	2,170	3,550	1,380	1,480	12,920	
匠の部屋														
件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
減額	0	0	0	0	0	0	650	0	0	0	0	0	650	
研修室														
件数	3	0	3	2	4	1	4	2	4	3	5	2	33	
減額	2,040	0	2,040	1,390	2,780	740	2,780	1,390	2,690	2,040	3,430	1,300	22,620	
こどものへや														
件数	1	0	12	8	4	7	5	6	8	3	7	7	68	
減額	690	0	8,780	5,820	2,860	5,080	3,550	4,340	7,460	2,070	5,130	5,130	50,910	
保養施設 (入場料)	82	49	121	105	107	109	139	124	125	162	127	145	1,395	免除数+3378
減額	17,220	10,290	25,410	22,050	22,470	22,890	29,190	26,040	26,250	31,290	26,670	30,450	290,220	
合計	87	49	142	117	118	120	156	143	150	184	148	163	1,577	
減額	21,020	10,290	42,150	31,400	31,480	32,240	44,990	43,020	50,070	51,520	44,740	46,490	449,410	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

4 利用拒否等の件数等の状況

施 設	年月日	相手方の住所・氏名	理由
会議室			該当なし
調理室			該当なし
匠の部屋			該当なし
研修室			該当なし
こどものへや			該当なし
計			

5 施設・設備の維持管理・保守点検業務の実施状況

業務名	業務の内容	回数	実施日	金額	業者名
清掃等業務 (浴室日常清掃)	それぞれの汚れに合った洗剤・清掃方法で、浴槽から壁・床・窓などの浴槽一式を清潔に仕上げます。またシャワーヘッドは定期的に分解清掃を行い清潔かつ衛生的な状態を保ち、レジオネラ菌の発生を防止します。	通年	毎日		
清掃等業務 (浴室水抜き定期清掃)	浴室の頑固な鏡の水アカを専用機材と研磨剤で除去します。また照明・換気扇・天井・壁面・蛇口・排水口まわりなどをすみずみまで清掃し、カビが有る場合はカビ取り剤にてカビを除去します。	1回以上/月	毎週 月曜日 (年44回 実施済)		
清掃等業務 (床洗浄ワックス塗布)	日常清掃では落としきれない汚れを、専用掃除機もしくはマイクロモップを用いて埃・塵を除去した後、ポリッシャーを使用して床面洗浄を行い、樹脂ワックスを塗布します。なお、隅や細部については手作業にて汚れを除去します。	1回以上/年	3月8日		
清掃等業務 (ガラス清掃)	専用道具を用いてガラスに付着した埃・塵・水垢・排気ガス等の除去し、美観の維持に努めます。	1回以上/年	4月22日 5月18日 11月16日 3月8日		
清掃等業務 (殺鼠・害虫等駆除)	総合防除方式(IPM)を採用し、清掃等の日常管理や害虫の進入口の封鎖などの対策により無駄な薬剤散布を行わず、人体・環境への影響を低減します。	1回以上/年	6月5日、 6月23日 8月31日 12月4日		
清掃等業務 (館外トイレ清掃)	館外トイレにおける日常清掃を行い、美観の維持、向上に繋がります。	1回以上/年	毎日		
清掃等業務 (絨毯清掃)	絨毯清掃は高温スチーム方式を採用します。これにより汚れの回収を行うとともにダニを死滅させます。	4回以上/年	6月12日、 10月5日、 12月7日 3月8日		
設備等保守 (自家用電気工作物保守点検)	自家用電気工作物の点検・測定及び試験を行います。なお、点検時に電気事故及び異常の発生またはその恐れがある可能性を発見した際には、応急処置を行います。	隔月	毎月1回 (年12回 実施) 年次点検 (年1回、 12月29日)		
設備等保守 (消防設備保守点検)	【機器点検】 消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。 【総合点検】 消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い確認します。	2回以上/年	5月18日 11月16日 防火対象物 点検は 1月29日 実施		
設備等保守 (空調設備保守点検)	・冷温水発生機及び冷却塔・冷温水ポンプの保守・点検・清掃を行うほか、冷暖房運転の切替を行います。 ・冷却塔におけるボールタップ作動、配管系統バルブ開閉、ブローダウン量、送風機回転機能の点検を行うとともに、水槽、ストレーナー、水滴消音板の清掃を行います。 ・ファンコイルユニットにおける送風機・電動機の異常振動の有無を点検するほか、本体のケーシング、グリル、フィルター、ドレンパン、コイル、送風機等の内外部破損、変形、変色、錆等の点検を行います。なお、点検の際に本体に空気が入っているのを確認した場合はエア抜きバルブを少し開いてエア抜きを行います。	2回以上/年	5月18日、 11月16日、		

	・薬品注入装置において各部品の点検及び作動確認を行うほか、薬注在庫確認を行い、必要に応じて補充を行います。 ・エアーハンドリングユニットにおいて送風機用電動機・加温器・コイル・送風機の点検を行います。なお点検後必要に応じて増締、給油、清掃を行います。				
設備等保守 (給湯設備保守点検)	何時でも安心・便利・快適に設備を使用できるよう、点検は製品別チェックシートに基づき、きめ細かくチェックします。熱交換器やバーナーなどは特に念入りに清掃を行います。	2回以上/年	5月18日、 11月18日		
設備等保守 (貯水槽清掃業務)	・端末給水栓にて水質検査を行い、残留塩素の測定及び色、味、臭気、濁り等の有無を確認します。 ・排水及び使用器具を消毒した後、槽内の清掃及び消毒を行います。なお、消毒に当たっては、塩素濃度約50ml/Lの次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用するとともに、作業員にはゴム手袋やマスクの着用を義務づけ安全面にも留意して行います。 ・清掃・消毒後、30分以上経過してから水槽内に水を張り、末端給水栓にて再度水質検査を行います。	1回以上/年	5月20日、 (地下タンク 漏洩検査) 11月11日 (受水槽 清掃)、 11月11日 (貯湯槽 清掃)、		
設備等保守 (自動ドア保守点検)	・各装置における異音・過熱・損傷の確認及び調整を行います。 ・事故及び異常の発生またはその恐れがある場合の応急処置を行います。	2回以上/年	6月2日、 12月8日		
設備等保守 (警備業務)	機械警備による24時間体制により施設の監視を行います。なお、以下の異常が見られる場合は、関係機関等に通報し、緊急トラブルの早期解決に努めます。	通年	毎日		
設備等保守 (浴槽水質検査)	・水を適切な方法で採取し、レジオネラ属菌等の検査を行います。 ・万一、水質基準を外れた数値を検出した場合には、安全衛生管理マニュアルに従い、安全衛生管理責任者及びビル管理技術者を中心に迅速な原因追求を行うなど、適切な措置を講じます。	毎月	毎月1回 (年12回 実施。 うち5月、11月 は4項目精密 検査実施)		
館内トイレ及び脱衣室 維持管理	館内各トイレまた風呂脱衣室における消臭維持管理をフレッシュナーを設置し徹底します。	隔月	4月、6月、 8月、10月、 12月、2月 点検実施		
簡易専用水道検査	受水槽タンク内外部及び周辺の管理、また水質の検査を行うことにより、施設として適切な給水設備管理が出来ているかを検査します。	1回/年	12月8日		
廃棄物収集	・関係法令を遵守して、適切に廃棄物の収集運搬処理を行います。 ・廃棄物の分別管理と清掃により悪臭と病虫害の発生を抑制します。	通年	週2回 (年104回 収集)		
屋外管理	・防犯上の支障がないよう樹木の枝を間引いて見通しを良くするなど、メリハリのある剪定を行います。 ・植物の特性・環境・生育状況等を考慮して、四季に応じた最適な管理を行います。 ・四季や台風等の気象条件を考慮し、必要に応じて植物の保護と倒木等による被害を防止するための養生を行うなど、事前対策から処置までの確かつ迅速に対応します。	1回以上/年	通年(自社)、 3月15日 ～18日、 (シルバー)		

6 修繕等の実施状況

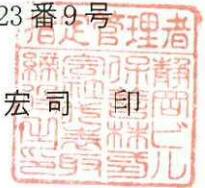
修繕箇所	修繕の内容等	実施日	金額	外部委託した場合の委託先
リフレU 事務室倉庫	倉庫内換気扇取替工事	6月22日	¥53,900	
リフレU 事務室	入金機新500円硬貨対応工事	8月21日	¥71,500	
手押し芝刈機	芝刈機オーバーホール一式	9月11日	¥52,668	
リフレU ボイラー室内	消火充水槽修理	12月29日	¥78,100	
リフレU 北側入口風除室内側	自動ドアセンサー他交換工事	1月14日	¥275,000	
リフレU 浴室機械室	排水ポンプ取替修繕	2月15日	¥107,800	
リフレU ロビー入口天井	排煙窓ワイヤー切れ取替修繕	2月16日	¥66,000	
リフレU 屋外多目的トイレ	手洗い水洗取替修繕	3月8日	¥82,500	
リフレU 若草の湯・御影の湯	洗い場蛇口取替工事	3月8日	¥191,400	

磐田市福田健康福祉会館事業報告書

令和4年3月31日

磐田市長 様

	所在地	静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号
指定管理者	名 称	静岡ビル保善株式会社
	代表者	代表取締役 石井 宏司
	(連絡先)	054-251-1161



次のとおり、磐田市福田健康福祉会館における令和3年度分の業務について、磐田市福田健康福祉会館の管理運営に関する基本協定書第25条の規定に基づき別添のとおり報告します。



1 施設の利用状況

<月別利用者数等>

(施設名:磐田市福田健康福祉会館)

室 名	項 目	利 用 区 分												計	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
会議室	開館日数	30	30	30	31	31	30	31	29	28	27	28	31		
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	56	54	56	62	356	
	利用件数	14	19	17	13	8	8	16	9	9	16	40	32	712	
	利用率	23	32	28	21	13	13	26	16	16	30	71	52	201	
調理室	利用人数	154	304	911	159	62	54	1305	221	156	200	221	206	3953	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	56	54	56	62	712	
	利用件数	4	1	2	0	0	0	0	2	2	9	37	28	85	
	利用率	7	2	3	0	0	0	0	3	4	17	66	45	12	
匠の部屋	利用人数	17	6	12	0	0	0	0	32	6	78	176	126	453	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	56	54	56	62	712	
	利用件数	4	4	4	6	5	1	5	4	6	6	35	44	124	
	利用率	7	7	7	10	8	2	8	7	11	11	63	71	18	
研修室	利用人数	50	50	52	83	48	5	71	54	93	56	181	264	1007	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	56	54	56	62	712	
	利用件数	2	8	7	5	8	5	10	5	10	10	22	11	103	
	利用率	3	13	12	8	13	8	16	9	18	19	39	18	15	
こどものへや	利用人数	22	78	40	32	25	11	79	54	89	51	119	91	691	
	利用可能件数	60	60	60	62	62	60	62	58	56	54	56	62	712	
	利用件数	11	9	7	6	9	7	11	7	15	8	8	10	108	
	利用率	18	15	12	10	15	12	18	12	27	15	14	16	15	
保養施設	利用人数	120	80	82	54	77	48	88	42	230	93	60	58	1032	
	利用可能件数	4196	4325	4154	4263	4343	4385	4469	4212	4105	4689	4366	4530	52037	
	利用件数	4196	4325	4154	4263	4343	4385	4469	4212	4105	4689	4366	4530	52037	
	利用率														
合 計	利用人数	4196	4325	4154	4263	4343	4385	4469	4212	4105	4689	4366	4530	52037	
	利用可能件数	300	300	300	310	310	300	310	290	280	270	280	310	3560	
	利用件数	35	41	37	30	30	21	42	27	42	49	142	125	621	
	利用率	12	14	12	10	10	7	14	9	15	18	51	40	17	
利用人数		4559	4843	5251	4591	4555	4503	6012	4615	4679	5167	5123	5275	59173	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

〈利用者数の推移〉
(上段：目標値、下段：実績値)

施設名	H27年度	H28年度	H29年度	3ヵ年平均	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
会議室	2533	2558	2584		3110	3141	3172	3204	3236
	3253	2832	2352	2812	1830	2589	1381	3953	
調理室	1345	1358	1373		1260	1273	1286	1299	1312
	1391	1105	909	1135	780	588	149	453	
匠の部屋	839	847	857		510	515	520	525	531
	452	182	517	384	575	499	398	1007	
研修室	1143	1155	1167		880	807	815	823	831
	1016	690	837	848	452	565	253	691	
こどものへや	3114	3145	3176		9950	10050	10151	10253	10355
	9647	8892	8748	9096	1258	1184	728	1032	
保養施設	58692	59279	59872		50200	50953	51717	52493	53280
	45579	50188	61881	52549	54575	55177	43109	52037	
合計	67666	68342	69028		65910	66739	67661	68597	69028
	61338	63889	75244	66824	59470	60602	46018	59173	0

<利用区分別利用者数等>

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

室 名		項 目	利 用 区 分			計	備考
			8:30～12:00	12:00～17:00	8:30～17:00		
開館日数			356	356	356		
会議室	利用可能件数		356	356	712		
	利用件数		35	36	130	201	
	利用率						
	利用人数		840	445	2668	3953	
調理室	利用可能件数		356	356	712		
	利用件数		7	0	78	85	
	利用率						
	利用人数		73	0	380	453	
匠の部屋	利用可能件数		356	356	712		
	利用件数		2	40	82	124	
	利用率						
	利用人数		39	534	434	1007	
研修室	利用可能件数		356	356	712		
	利用件数		23	36	44	103	
	利用率						
	利用人数		173	240	278	691	
こどものへや	利用可能件数		356	356	712		
	利用件数		46	18	44	108	
	利用率						
	利用人数		492	252	288	1032	
保養施設	利用可能件数		356	356	712		
	利用件数				52037	52037	
	利用率						
	利用人数				52037	52037	
合 計	利用可能件数		1780	1780	3560	3270	
	利用件数		113	130	52415	52658	
	利用率						
	利用人数		1617	1471	56085	59173	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

2 施設の利用に係る料金の収入実績

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

室 名		利 用 区 分												計	備考
項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
開館日数	収入済	30	30	30	31	31	30	31	29	28	27	28	31	356	
	収入未済	4	17	22	17	10	9	2	5	2	4	0	3	95	
会議室	収入済	4,600	19,150	24,980	19,310	11,340	10,430	2,300	5,510	2,140	4,440	0	3,370	107,570	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
調理室	収入済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
匠の部屋	収入済	5	4	4	8	9	0	5	4	4	4	23	31	101	
	収入未済	3,700	2,960	2,960	5,920	6,390	0	3700	2,960	2,960	2960	31,320	43,090	108,920	
研修室	収入済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
こどものへや	収入済	0	0	1	8	18	1	4	1	6	3	19	14	75	
	収入未済	0	0	740	5,560	12,510	740	2,690	740	4,170	2,130	13,250	9,910	52,440	
保養施設 (当日券)	収入済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保養施設 (回数券)	収入済	579	645	603	587	574	640	588	642	625	740	706	725	7,654	
	収入未済	145,890	165,090	160,680	155,300	148,330	164,590	155,610	172,560	168,760	194,540	179,380	175,190	1,985,920	
保養施設 (カラオケ機器)	収入済	190	181	177	170	355	116	151	166	378	143	165	179	2,371	
	収入未済	397,100	378,290	369,930	355,300	741,930	242,440	315,590	346,940	790,020	298,870	344,850	374,110	4,955,390	
合 計	収入済	783	850	813	792	967	766	750	818	1,015	894	914	954	10,316	
	収入未済	555,140	567,860	563,730	542,870	921,310	418,200	479,890	528,710	968,050	502,940	569,490	607,150	7,225,340	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

3 減免件数等の状況

(施設名：磐田市福田健康福祉会館)

室 名 項 目		利 用 区 分												計	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
開館日数		30	30	30	31	31	30	31	29	28	27	28	31	356	
会議室	件数	8	10	7	5	3	1	14	4	8	13	41	30	144	
	減額	9,200	11,660	8,130	5,830	3,530	1,230	16,260	4,600	9,200	15,190	47,550	34,500	166,880	
調理室	件数	2	1	0	0	0	0	0	2	2	10	35	29	81	
	減額	1,480	690	0	0	0	0	0	1,380	1,480	7,300	26,640	21,410	60,380	
匠の部屋	件数	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	0	0	5	
	減額	0	0	0	0	0	740	0	0	1,300	1390	0	0	3,430	
研修室	件数	5	11	6	1	2	4	7	4	4	7	12	5	68	
	減額	3,430	7,600	4,170	650	1,810	2,960	4,910	2,730	2,690	5,000	8,340	3,610	47,900	
こどものへや	件数	12	8	7	3	10	6	10	7	14	8	8	7	100	
	減額	9,600	5,720	4,930	2,070	7,300	4,340	7,200	5,030	10,360	5,820	5,920	5,720	74,010	
保養施設 (入場料)	件数	133	148	112	107	124	143	124	115	111	156	171	210	1,654	免除数+3378
	減額	27,930	31,080	23,520	22,470	26,040	30,030	26,040	24,150	23,310	32,760	35,910	44,100	347,340	
合 計	件数	160	178	132	116	139	155	155	132	141	196	267	281	2,052	
	減額	51,640	56,750	40,750	31,020	38,680	39,300	54,410	37,890	48,340	67,460	124,360	109,340	699,940	

※「使用区分」は、条例の利用料金に係る区分による。

4 利用拒否等の件数等の状況

施 設	年月日	相手方の住所・氏名	理由
会議室			該当なし
調理室			該当なし
匠の部屋			該当なし
研修室			該当なし
こどものへや			該当なし
計			

5 施設・設備の維持管理・保守点検業務の実施状況

業務名	業務の内容	回数	実施日	金額	業者名
清掃等業務 (浴室日常清掃)	それぞれの汚れに合った洗剤・清掃方法で、浴槽から壁・床・窓などの浴槽一式を清潔に仕上げます。またシャワーヘッドは定期的に分解清掃を行い清潔かつ衛生的な状態を保ち、レジオネラ属菌の発生を防止します。	通年	毎日		
清掃等業務 (浴室水抜き定期清掃)	浴室の頑固な鏡の水アカを専用機材と研磨剤で除去します。また照明・換気扇・天井・壁面・蛇口・排水口まわりなどをすみずみまで清掃し、カビが有る場合はカビ取り剤にてカビを除去します。	1回以上/月	毎週 月曜日 (年52回 実施済)		
清掃等業務 (床洗浄ワックス塗布)	日常清掃では落としきれない汚れを、専用掃除機もしくはマイクロモップを用いて埃、塵を除去した後、ポリッシャーを使用して床面洗浄を行い、樹脂ワックスを塗布します。なお、隅や細部については手作業にて汚れを除去します。	1回以上/年	3月9日		
清掃等業務 (ガラス清掃)	専用道具を用いてガラスに付着した埃・塵・水垢・排気ガス等の除去し、美観の維持に努めます。	1回以上/年	11月15日 12月10日 3月9日		
清掃等業務 (殺菌・害虫等駆除)	総合防除方式(IPM)を採用し、清掃等の日常管理や害虫の進入口の封鎖などの対策により無駄な薬剤散布を行わず、人体・環境への影響を低減します。	1回以上/年	6月23日 9月22日 11月29日		
清掃等業務 (館外トイレ清掃)	館外トイレにおける日常清掃を行い、美観の維持、向上に努めます。	1回以上/年	毎日		
清掃等業務 (絨毯清掃)	絨毯清掃は高温スチーム方式を採用します。これにより汚れの回収を行うとともにダニを死滅させます。	4回以上/年	6月29日、 9月1日、 12月6日 3月9日		
設備等保守 (自家用電気工作物保守点検)	自家用電気工作物の点検・測定及び試験を行います。なお、点検時に電気事故及び異常の発生またはその恐れがある可能性を発見した際には、応急処置を行います。	隔月	毎月1回 (年12回 実施) 年次点検 (年1回、 12月29日)		
設備等保守 (消防設備保守点検)	【機器点検】 消防用設備等の適正な配置、損傷等の有無や機能について、簡易な操作により判別できる事項を消防法に定める技術上の点検基準に従い確認します。 【総合点検】 消防用設備等を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を点検基準に従い確認します。	2回以上/年	5月17日 11月15日 防火対象物 点検は 1月20日 実施		
設備等保守 (空調設備保守点検)	・冷温水発生機及び冷却塔・冷温水ポンプの保守・点検・清掃を行うほか、冷暖房運転の切替を行います。 ・冷却塔におけるボールタップ作動、配管系統バルブ開閉、ブローダウン量、送風機回転機能の点検を行うとともに、水槽、ストレーナー、水滴消音板の清掃を行います。 ・ファンコイルユニットにおける送風機・電動機の異常振動の有無を点検するほか、本体のケーシング、グリル、フィルター、ドレンパン、コイル、送風機等の内外部破損、変形、変色、錆等の点検を行います。なお、点検の際に本体に空気が入っているのを確認した場合はエア抜きバルブを少し開いてエア抜きを行います。 ・薬品注入装置において各部品の点検	2回以上/年	5月17日、 11月15日、		

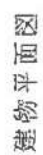
	及び作動確認を行うほか、薬注在庫確認を行い、必要に応じて補充を行います。 ・エアハンドリングユニットにおいて送風機用電動機・加湿器・コイル・送風機の点検を行います。なお点検後必要に応じて増締、給油、清掃を行います。				
設備等保守 (給湯設備保守点検)	何時でも安心・便利・快適に設備を使用できるよう、点検は製品別チェックシートに基づき、きめ細かくチェックします。熱交換器やバーナーなどは特に念入りに清掃を行います。	2 回以上/年	5 月 17 日、 11 月 15 日		
設備等保守 (貯水槽清掃業務)	・端末給水栓にて水質検査を行い、残留塩素の測定及び色、味、臭気、濁り等の有無を確認します。 ・排水及び使用器具を消毒した後、槽内の清掃及び消毒を行います。なお、消毒に当たっては、塩素濃度約 50ml/L の次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用するとともに、作業員にはゴム手袋やマスクの着用を義務づけ安全面にも留意して行います。 ・清掃・消毒後、30 分以上経過してから水槽内に水を張り、末端給水栓にて再度水質検査を行います。	1 回以上/年	5 月 17 日、 (地下タンク 漏洩検査) 11 月 15 日 (受水槽 清掃)、 11 月 15 日 (貯湯槽 清掃)、		
設備等保守 (自動ドア保守点検)	・各装置における異音・過熱・損傷の確認及び調整を行います。 ・事故及び異常の発生またはその恐れがある場合の応急処置を行います。	2 回以上/年	6 月 1 日、 12 月 7 日		
設備等保守 (警備業務)	機械警備による 24 時間体制により施設の監視を行います。なお、以下の異常が見られる場合は、関係機関等に通報し、緊急トラブルの早期解決に繋がります。	通年	毎日		
設備等保守 (浴槽水質検査)	・水を適切な方法で採取し、レジオネラ属菌等の検査を行います。 ・万一、水質基準を外れた数値を検出した場合には、安全衛生管理マニュアルに従い、安全衛生管理責任者及びビル管理技術者を中心に迅速な原因追求を行うなど、適切な措置を講じます。	毎月	毎月 1 回 (年 12 回 実施。 うち 5 月、11 月 は 4 項目精密 検査実施)		
館内トイレ及び脱衣室 維持管理	館内各トイレまた風呂脱衣室における消臭維持管理をフレッシュナーを設置し徹底します。	隔月	4 月、6 月、 8 月、10 月、 12 月、2 月 点検実施		
簡易専用水道検査	受水槽タンク内外部及び周辺の管理、また水質の検査を行うことにより、施設として適切な給水設備管理が出来ているかを検査します。	1 回/年	12 月 15 日		
廃棄物収集	・関係法令を遵守して、適切に廃棄物の収集運搬処理を行います。 ・廃棄物の分別管理と清掃により悪臭と病虫害の発生を抑制します。	通年	週 2 回 (年 104 回 収集)		
屋外管理	・防犯上の支障がないよう樹木の枝を間引いて見通しを良くするなど、メリハリのある剪定を行います。 ・植物の特性・環境・生育状況等を考慮して、四季に応じた最適な管理を行います。 ・四季や台風等の気象条件を考慮し、必要に応じて植物の保護と倒木等による被害を防止するための養生を行うなど、事前対策から処置までの確かつ迅速に対応します。	1 回以上/年	通年(自社)、 5 月～11 月 除草作業及 び 3 月 15 日 ～18 日、 (シルバー)		

6 修繕等の実施状況

修繕箇所	修繕の内容等	実施日	金額	外部委託した場合の委託先
リフレU (こどものへや、トイレ)	LED回路直結工事一式	11月15日	¥256,000	
リフレU 屋外公衆トイレ	男子小便器センサー修理	12月17日	¥86,900	
リフレU 廊下、北側入口風除室	煙感知器取替修繕	2月4日	¥60,500	
リフレU 北側入口風除室	火災報知設備配線引替え修繕	2月4日	¥27,500	
リフレU 受変電室	受電設備電力計交換一式	3月7日	¥110,000	
リフレU ボイラー室	ろ過昇温ポンプ修繕	3月7日	¥55,000	
リフレU 若草の湯脱衣所	洗面台排水トラップ取替工事	3月22日	¥47,300	
リフレU 会議室	防災レースカーテン取替修繕	3月29日	¥176,000	

対象施設	費目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
高圧電気	電気	平成29年度	296,021	318,826	382,103	488,198	504,101	446,286	344,325	318,546	353,973	356,997	346,434	348,645	4,504,455
		平成30年度	310,901	354,157	408,943	517,336	520,260	466,120	371,522	333,166	382,887	411,183	401,623	393,063	4,871,161
		令和元年	365,304	373,556	440,158	510,130	541,795	497,933	421,532	351,375	381,961	389,237	388,606	364,119	5,025,706
		令和2年度	299,503	257,601	404,333	483,507	536,346	472,677	362,671	296,875	331,392	343,764	332,753	299,181	4,420,603
		令和3年度	295,402	317,618	385,111	490,884	505,703	457,670	400,795	329,975	364,295	403,566	427,115	395,338	4,773,472
施設全体	水道	平成29年度		1,002,924		1,062,901		1,210,562		1,066,057		947,858		1,473,521	6,763,823
		平成30年度		625,385		1,055,316		1,049,218		1,053,523		962,049		986,083	5,731,574
		令和元年		1,054,599		1,011,911		1,132,082		1,086,884		943,298		963,758	6,192,532
		令和2年度		611,926		807,388		893,246		900,553		785,467		852,326	4,850,906
		令和3年度		861,825		910,052		983,487		878,996		759,527		773,776	5,167,663
施設全体	ガス	平成29年度	3,088	2,440	2,829	2,872	2,181	2,224	2,743	3,520	3,261	2,440	3,607	2,440	33,645
		平成30年度	2,354	2,743	2,138	2,440	2,041	2,451	2,408	3,110	2,084	2,916	2,872	2,505	30,062
		令和元年	2,181	1,857	1,987	1,900	2,041	1,857	2,408	1,892	3,256	1,892	2,739	1,694	25,704
		令和2年度	1,695	1,650	1,695	1,650	1,740	1,650	1,650	1,695	1,830	1,785	1,650	1,740	20,430
		令和3年度	1,695	1,830	1,650	1,744	1,650	1,697	1,650	1,697	1,897	1,699	1,650	1,650	20,509

※ 平成26年度より特定規模電気事業者から電力を調達している	H29	11,301,923
	H30	10,632,797
	R1	11,243,942
	R2	9,291,939
光熱水費実績(平成29年度から令和3年度)	R3	9,961,644



改正

平成19年7月6日条例第26号

平成25年12月19日条例第40号

平成27年12月21日条例第49号

令和元年7月3日条例第4号

磐田市福田健康福祉会館条例

(設置)

第1条 磐田市は、市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、磐田市福田健康福祉会館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 磐田市福田健康福祉会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
磐田市福田健康福祉会館	磐田市宇兵衛新田186番地1

(事業)

第3条 磐田市福田健康福祉会館（以下「健康福祉会館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 福祉団体の育成推進に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 健康福祉会館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第5条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、健康福祉会館の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。

(4) 健康福祉会館の設置目的に従い、市民の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 健康福祉会館の利用許可に関する業務
- (3) 健康福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他健康福祉会館の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第8条 指定管理者は、年度終了後、健康福祉会館の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第10条 指定管理者は、健康福祉会館の管理を通じて知り得た秘密（個人に関する情報を含む。）を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(開館時間)

第11条 健康福祉会館の開館時間は、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、保養施設は、午前10時から午後6時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 健康福社会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 第3日曜日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(入館の制限)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、指定管理者は入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 収容人員を超えた入館者及び施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者又は施設に損害を与え、若しくは加えるおそれがあると認められる者

(2) その他管理上必要な指定管理者の指示に従わない者

(利用の許可)

第13条 健康福社会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、健康福社会館の利用を許可しない。

(1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 健康福社会館の管理上支障があるとき。

(3) 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による利用であると認めるとき。

(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その利用が適当でないとき。

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、第13条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれ

かに該当するときは、健康福社会館の利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 公益上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定によって、利用者に損害が生じて、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

第16条 利用者は、健康福社会館を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第17条 利用者は、健康福社会館を利用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第18条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、健康福社会館の利用を終了したとき、又は第15条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、速やかに健康福社会館を原状に回復しなければならない。

3 指定管理者又は利用者が前2項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を指定管理者又は利用者から徴収することができる。

(利用料金)

第19条 健康福社会館の利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めることができる。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第20条 指定管理者は、公益上特に必要があると認められた場合又は規則で定める場合は、前条第1項に定める利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第21条 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、必要と認める場合又は規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第22条 指定管理者、利用者及び入館者は、健康福社会館の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の福田町健康福社会館の設置及び管理に関する条例（平成10年福田町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成19年7月6日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の磐田市福田健康福社会館条例（以下「新条例」という。）第4条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の磐田市福田健康福社会館条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行

為とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第6条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第15条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第16条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第22条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表第1及び別表第2の規定、第24条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第26条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第31条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第32条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第33条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園テニスコート場条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月21日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月3日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市行政財産の目的外使用に関する条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用許可を受けたものに係る使用料の額

の計算について適用し、施行日前に使用許可を受けたものに係る使用料の額の計算については、なお従前の例による。

- 5 第4条の規定による改正後の磐田市福田健康福祉会館条例別表第1及び別表第2の規定、第9条の規定による改正後の磐田市新造形創造館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の磐田市体育施設に関する条例別表第3の規定、第12条の規定による改正後の磐田市アミューズ豊田条例別表第1及び別表第2の規定、第13条の規定による改正後の磐田市豊岡総合センター条例別表第2の規定、第19条の規定による改正後の磐田市勤労者総合福祉センター条例別表の規定、第22条の規定による改正後の磐田市福田農村環境改善センター条例別表の規定、第23条の規定による改正後の磐田市豊岡地場産品ふれあい施設条例別表の規定、第28条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園オートキャンプ場条例別表第2の規定、第29条の規定による改正後の磐田市竜洋海洋公園レストハウス条例別表第2の規定並びに第40条の規定による改正後の磐田市渚の交流館条例別表の規定は、施行日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金について適用し、施行日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第19条関係）

利用区分\利用時間	午前	午後
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで
会議室	1,070円	1,230円
調理室	690円	790円
匠の部屋	650円	740円
研修室	650円	740円
こどものへや	690円	790円

備考

- 1 利用者が商業宣伝又は営利を目的とする商品の販売（これらに類似する行為を含む。）の用に供する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 利用者が入場料を徴収する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の200パーセントに相当する額を加算する。
- 3 磐田市民及び磐田市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが利用する場合は、この表に定める利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算する。

4 利用時間を超過して利用する場合は、この表に定める利用料金を当該超過についても適用する。

5 利用時間は、準備、片付け等利用に必要な一切の時間を含むものとする。

6 利用料金の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2（第19条関係）

区分			金額
保養施設（大広間、和室、浴場、健康づくり室及び悠遊広場）	当日券	一般1人1回につき	310円
		中学生以下1人1回につき	100円
		就学前児童	無料
	回数券（ただし、市内に住所を有する者に限る。）	一般10回利用券	2,090円
	カラオケ機器	1曲につき	100円